

変更後	変更前																				
<p>(全長制限) 第5条(略)</p> <table border="1" data-bbox="125 331 1059 563"> <thead> <tr> <th>(ア) 名称</th> <th>(イ) 全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20cm 以下</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>25cm 以下</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>10cm 以下</td> </tr> <tr> <td>えのは</td> <td>15cm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁承認証に関する事項) 第7条(略) (1)～(8)(略) (9)1.～8.(略) 9.次に掲げる区域内においては、水産動物の採捕をしてはならない ア.禁漁区(大分県漁業調整規則第41条に定める区域) 筑後川 日田市大字石井石井発電所放水口下流端より195度の線から上流80m、下流200mの間の区域 玖珠川 日田市天瀬町桜竹築瀬女子畑発電所玖珠川取入口えん提上流端から上流60m、下流190mの間の区域 大山川(筑後川) 日田市大山町西大山字下釣女子畑発電所大山取入口えん提上流端から下流100mの間の区域 有田川 日田市大字有田字川原田若宮井ぜきの上流端から上流150mの間の区域  イ. <u>大山ダム湛水網場より大山ダム減勢工の区間及び上山橋より流入水バイパス取水堰から下流30mの間の区域</u></p>	(ア) 名称	(イ) 全長	こい	20cm 以下	うなぎ	25cm 以下	ふな	10cm 以下	えのは	15cm 以下	<p>(全長制限) 第5条(略)</p> <table border="1" data-bbox="1146 331 2080 563"> <thead> <tr> <th>(ア) 名称</th> <th>(イ) 全長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>20cm 以下</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>25cm 以下</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁承認証に関する事項) 第7条(略) (1)～(8)(略) (9)1.～8.(略) 9.次に掲げる区域内においては、水産動物の採捕をしてはならない ア.禁漁区(大分県漁業調整規則第41条に定める区域) 筑後川 日田市_____石井発電所放水口下流端より195度の線から上流80m、下流200mの間 玖珠川 日田市天瀬町_____女子畑_____取水口えん提上流端から____60m、下流190mの間 大山川 _____ 日田市大山町_____下釣女子畑発電所大山取入口えん提上流端より下流100mの間 有田川 日田市____有田__川原田若宮井堰____上流端より上流150mの間_____  (新設)</p>	(ア) 名称	(イ) 全長	こい	20cm 以下	うなぎ	25cm 以下	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(ア) 名称	(イ) 全長																				
こい	20cm 以下																				
うなぎ	25cm 以下																				
ふな	10cm 以下																				
えのは	15cm 以下																				
(ア) 名称	(イ) 全長																				
こい	20cm 以下																				
うなぎ	25cm 以下																				
(新設)	(新設)																				
(新設)	(新設)																				